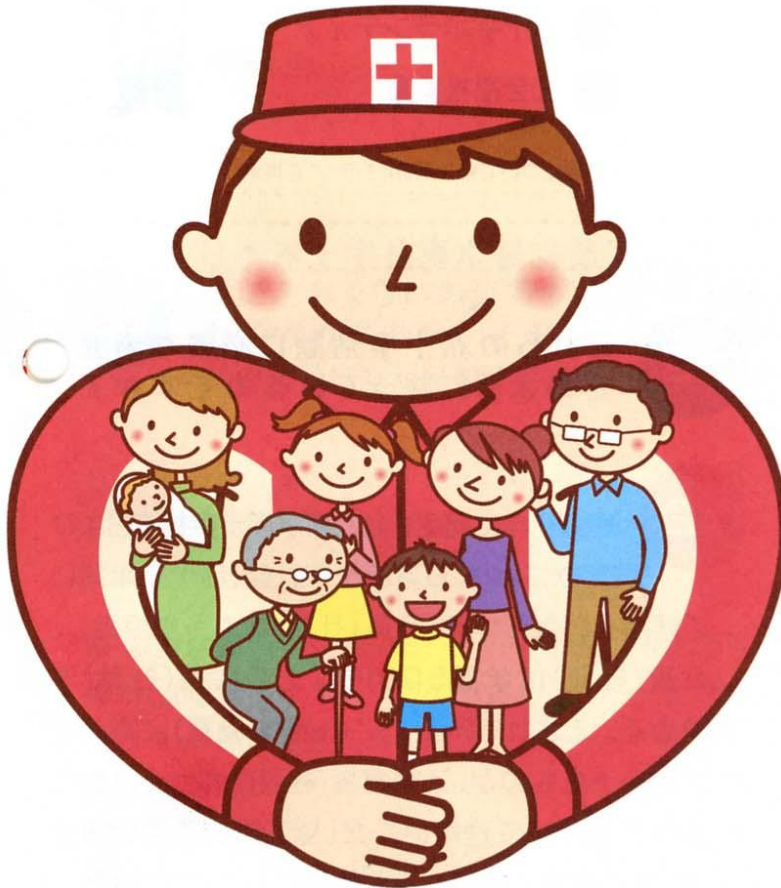
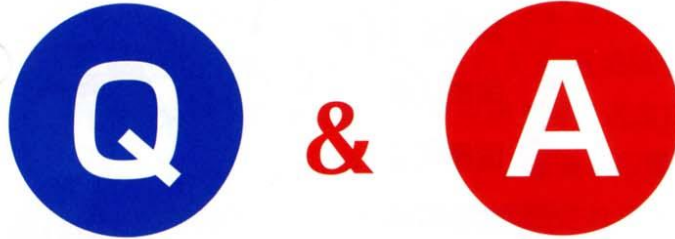


赤十字会費(社費) 募集における



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

東京都支部

Q1

日本赤十字社東京都支部は、どのような活動(事業)を行っていますか？

A1

主に次の活動を行っています。

- 1 災害救護活動
- 2 講習普及事業
- 3 国際活動
- 4 医療事業
- 5 血液事業
- 6 青少年赤十字事業
- 7 赤十字ボランティア
- 8 社会福祉事業



※詳細については“回覧用チラシ”を提示してください。

Q2

これらの赤十字活動に必要な資金は、どのようになっているのですか？

A2

昭和27年に制定された日本赤十字社法および同定款により、日本赤十字社は、赤十字事業にご理解をいただける「会員(社員)」をもって組織し、会員(社員)は年額500円以上の会費(社費)を納める。」とされています。この会費(社費)に寄付金加わったものが、活動資金(社資)となっています。赤十字事業にご理解いただいたうえで、活動資金(社資)の確保にご協力をお願いするもので、金額も含め強制的なものではありません。



Q3

活動資金(社資)の募集方法は、
どのようなになっているのですか？

A3

赤十字社員増強運動月間である5月を中心に、各自治体を通じて町会・自治会、赤十字協賛委員、赤十字奉仕団等の方々にお願いする、戸別訪問による募集方法があります。また、年間を通じて、東京都支部が直接一般個人や法人の方々へ活動資金(社資)の依頼を行い、ご協力をいただく方法や、ご連絡をいただき、直接訪問して受領する方法もあります。さらには、ホテルなどに設置したチャリティーボックスや口座自動引き落としによる方法等もあります。

Q4

各自治体が赤十字に協力することは、
どのような理由によるのですか？

A4

日本赤十字社は、「公の支配」に属している法人であり、厚生省通知(昭和27年)でも「日本赤十字社の業務は、国又は地方公共団体が行う業務と極めて密な関係を有するので、連絡を密にし、適応円滑なる業務の運営が行なわれるよう留意すること」とされています。そのため、各自治体に赤十字の地区事務局を設置し、多岐にわたり活動に協力していただいています。

ご協力よろしく
お願いします！



Q5

町会・自治会等の人が赤十字会費（社費）を集めに来るのは、どのような理由からですか？

A5

ひとたび災害が発生すると、赤十字は都道府県・市町村、あるいは地域住民の方々と協力し、救護活動を展開します。また、地域福祉やボランティア活動など、地域に根ざした活動についても、赤十字と地域との関わりは密接な繋がりを有しています。このような活動を行うための活動資金（社資）となる会費（社費）を、地域の方にお願ひするにあたり、町会・自治会等は、赤十字から委嘱された「協賛委員」として、みなさまのご家庭を訪問させていただいています。



Q6

赤十字会費（社費）を町会・自治会の年間予算から一括で拠出したり、町会・自治会の年会費とあわせて募集してもよいのですか？

A6

会費（社費）のご協力は任意のもので、基本的には戸別訪問による募集をお願いしておりますが、すでにその募集方法について町会・自治会総会等で同意が得られ、会員のみなさまに周知されていれば、問題はございません。また、すでに決定した募集方法につきましても、新たに会員になられた方には、ご説明いただき、ご理解をいただくようお願い申し上げます。



Q7

集めた会費（社費）や寄付金、そして「赤十字会員（社員）加入・寄付申込書兼領収書」は、どのような手順で東京都支部に渡るのですか？

A7

ご協力いただいた会費（社費）と「赤十字会員（社員）加入・寄付申込書兼領収書」は、町会・自治会等または自治体出張所ごとにまとめられた後、各地区事務局にて集計されます。各地区事務局で確認された後に振込で東京都支部に送金され、「赤十字会員（社員）加入・寄付申込書兼領収書」は、東京都支部において地区ごとに保管されます。なお、いずれの過程においても、情報が外部の目に触れることのないよう、細心の注意をもって取り扱います。

Q8

日本赤十字社東京都支部では、一年間にどれくらいの資金が集まっているのですか？また、その使いみちは、どのようになっていますか？

A8

平成19年度は13億7,643万3,671円のご協力をいただき、下記の割合で使わせていただきました。

- 救援・救護活動 49.5%
- 奉仕団・青少年赤十字等の支援 8.6%
- 救急法・家庭看護法等の講習 2.7%
- 献血の推進 7.2%
- 活動の運営管理 18.7%
- 赤十字会員（社員）の加入促進 5.3%
- 広報活動 5.8%
- 福祉施設の運営 2.2%



Q9

「赤十字会員(社員)加入・寄付申込書兼領収書」に記入する内容は、個人情報保護法の対象になると思いますが、外部に漏れることはありませんか？

A9

記入していただいた内容は、個人情報保護法(平成17年4月1日施行)の対象となりますが、訪問する赤十字協賛委員(協賛委員バッジを着用)は、お預かりした情報が他の人々の目に触れることのないよう、細心の注意を払っています。

(注)金額、氏名、住所は、あくまでもご協力いただく方々にご記入いただくものです。ご協力いただく方が同意した場合を除き、訪問される方が事前に記入することのないよう、ご留意願います。

Q10

東京都支部では、活動資金(社資)にご協力いただいた方々の個人情報を、どのように取り扱っていますか？

A10

- ①今後、日本赤十字社の会員(社員)、寄付者の募集や表彰等を行うために保存します。
- ②法令に定める場合やご本人が同意している場合を除き、目的以外の利用や、第三者に提供することはありません。
- ③保管、運用に使うパソコン並びにサーバのパスワード管理および操作職員の限定、さらには保管キャビネットの施錠管理や復元不可能な廃棄処理等を徹底し、適正な管理に努めています。

(※)ご自身に関する情報の開示、訂正、追加、削除等についてのご意見がありましたら、東京都支部までご連絡くださるようお願いいたします。

お問い合わせ先



日本赤十字社 東京都支部 振興部 赤十字社員課
Japanese Red Cross Society

TEL:03-5273-6742~3

個人情報保護法に関する取り扱いの詳細については
日本赤十字社東京都支部 総務部 企画課 TEL:03-5273-6747